

府食第678号  
令和3年12月8日

農林水産大臣  
金子 原二郎 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価について（回答）

令和3年12月1日付け3消安第4530号により食品安全委員会に対し意見を求められた動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）の改正は、ゲンチアナバイオレットを含有する医薬品について、食用に供するために出荷する対象動物（牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち及び食用に供するために養殖されている水産動物をいう。以下同じ。）及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用を禁止する規定を設ける趣旨のものであり、本改正は、人が食品を通じてゲンチアナバイオレットにばく露される効果をもたらすものではないことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。